基本方向　Ⅰ　あらゆる分野における男女共同参画の推進拡大（糸満市女性の活躍推進計画）

基本目標　１　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

〈施策の方向〉
　あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、政策や方針決定の審議会や委員会等において、男女の多角的な視点をまちづくり等へ反映させていくため、市が率先して市民や各団体等への意識啓発による女性委員の積極的登用により、ジェンダーバランスのとれた委員構成となるよう、関係部署で取り組みます。
　また、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用を図ります。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
1	1	女性委員の比率向上に向けた啓発	審議会等委員選出時に報告を受け女性委員のいない審議会等をなくすよう働きかけます。	政策推進課	○	「市審議会等委員への女性登用促進要綱」について周知を行い、関係課への積極的な女性登用を促した。	引き続き女性登用促進に向けて周知に努める。
2				人事課	△	審議会等の委員委嘱の際に女性の割合を気にかけていたが、具体的な施策を行えなかった。 審議会等委員の女性割合：26.41％ 女性委員のいない審議会：14(全85)	関係機関と連携し、女性委員を含めるよう働きかけが必要。
3			市民公募の拡大、団体への協力要請などを通じて、審議会等への女性委員の登用を進めます。	政策推進課	○	「市審議会等委員への女性登用促進要綱」について周知を行い、関係課への積極的な女性登用を促した。	商工会、農協、漁協等へも協力依頼の実施
4			女性団体連絡協議会に加入している女性団体とのつながりを深め、多様な団体同士の連携を促進します。	政策推進課	○	「市長と女団協との意見交換会」を開催。各団体代表者が参加し活発な意見交換を行った。	引き続き連携促進に努める。
5	2	市役所おける女性の参画の促進	糸満市特定事業主行動計画に基づき、管理職への女性職員の積極的な登用を進めます。	人事課	△	女性管理職登用率：16.98％（派遣等除く）	女性へのキャリア教育をさらに充実させる必要がある。
6			糸満市職員人材育成基本方針に基づき女性職員の積極的な登用による人材の活用と組織の活性化を図るため、女性職員のキャリア形成支援に取り組みます。	人事課	○	研修計画に基づき研修を実施した	時代に合わせた糸満市人材育成基本方針を改定する必要があるため、令和5年度以降に改訂作業を行う。

成果指標

指No.	内容	所管課	現状値(R2年度)	R5実績	目標値(R7年度)
指1	市各種審議会への女性の登用割合	人事課	25.0%	26.41%	30%
指2	市管理職に占める女性職員の割合	人事課	14.8%	16.98%	25%
指3	人・農地プラン検討委員会における女性委員登用割合	農政課	33.0%	33%	委員全体の33%以上

基本目標　２　雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

〈施策の方向〉

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）などの取り組みを促進します。
女性の就労支援として学習機会の提供や就職や起業等の情報提供の充実を図り、支援を行います。女性活躍推進の必要性を事業所に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援します。
　子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、幼児教育・保育施設等の待機児童の解消を目指します。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
7	3	女性活躍の推進への働きかけ	企業等に対しハローワーク、商工会等と連携をとり、改正男女雇用機会均等法など関係法令を周知し、雇用の機会均等と待遇の確保対策を促進します。	商工水産課	○	沖縄県女性就業・労働相談センターが主催する男女雇用機会均等法等の法令セミナー＆個別相談会がくくる糸満で開催され、その後援を行った。	後援を行ったが周知が図れなかった。 ホームページ等を活用し、広く開催の周知を図る。
8			各種法令について、広報、公式SNS等で、市民に対する周知等を行います。	政策推進課	○	男女共同参画周知チラシにて糸満市男女共同参画社会推進条例の基本理念を周知した。	引き続き周知の強化を図る。
9			ジェンダー平等の推進に積極的に取り組んでいる企業等に対し、表彰や認定制度を設けるなど、企業等における取り組みを促進します。 また、ポジティブアクションや、その他先進的な取り組みを行っている企業を広報等で周知するなど、女性の活躍を推進します。	商工水産課	△	厚生労働省が公表している女性の活躍推進企業の市内事業所について、ホームページで周知する準備を行っている。	独自での表彰や認定制度を設けるのは厳しい。 国が認定した企業を広く周知する形で代替としたい。
10				政策推進課	×	未実施	情報収集を行い、チラシなどで周知を行う。
11			「女性活躍推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定に関する国や県が開催する講座、セミナー等がある場合、周知啓発、支援に努めます。	商工水産課	○	厚労省の「女性の活躍推進企業データベース」の普及ポスターを掲示し周知を行った。	ポスターの掲示のみで広く周知が図れなかった。 ホームページ等を活用し、広く周知を図る。
12				政策推進課	○	内閣府や県が開催する講座等をHP及び庁内掲示板にて周知した。	引き続き周知を図っていく
13	4	女性の能力向上、就労のための支援	商工会やハローワークと連携し、就職、再就職を希望する女性の就労を支援するための情報提供を行います	商工水産課	○	糸満市ふるさとハローワークでも沖縄県女性就業・労働相談センターが開催するセミナーや個別相談会のチラシ等を設置し、情報提供を行った。	チラシの設置のみで広く周知が図れなかった。 ホームページ等を活用し、広く周知を図る。
14				政策推進課	×	未実施	商工会へMAIA（女性デジタル教育・就労支援事業受託社）を紹介 市HPへ商工会やハローワーク等のHPリンクを貼って周知を行う
15			在職中、就職又は再就職を希望する女性に対する能力向上、資格取得等を目的とした講座等の案内を行うなど、情報提供を行います。	商工水産課	○	沖縄県女性就業・労働相談センターが開催するセミナーや個別相談会、沖縄県職業能力開発協会の技能検定受験案内等の情報提供を行った。	チラシの設置のみで広く周知が図れなかった。 ホームページ等を活用し、広く周知を図る。
16				政策推進課	◎	コロナ臨時交付金を利用し「女性でじたる教育・就労支援」事業を民間企業へ委託、市HPやSNS等で情報発信。（合格者19名）	R6以降も地域女性活躍推進交付金を活用し実施予定。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
17	4	女性の能力向上、就労のための支援	女性の就労機会の拡充に加え、就労環境(雇用形態、昇進、賃金等)の向上に向け、就労支援に取り組みます。	商工水産課	○	事業所に対し、働きやすい環境づくりの取り組みについて、ホスター掲示やホームページ掲載等で呼びかけを行った（年次有給休暇取得促進、労働条件確認等）。	特記無し。 令和６年度も同様な取り組みを実施する。
18				こども未来課	○	ひとり親家庭生活支援事業を実施し、ひとり親家庭に対して、アパートを借り上げ、生活を支えるほか、就労等に役立つ技術力を身につけるための講習等を実施した。	●当該事業の周知。 ●時間に制約のあるひとり親の手続きのサポート。 ●ひとり親の養育費確保に対する支援の強化。
19	5	創業・起業支援	沖縄県よろず支援拠点と協力し、創業、起業、人材育成に関する相談を行います。 新規就農者や認定就農者の育成、技術・経営指導、法人化支援などの組織の育成強化を図ります。	商工水産課	○	沖縄県商工労働部や沖縄労働局、市商工会、沖縄県よろず支援拠点と協力し、創業支援などの相談を行った。	特記無し。 令和６年度も同様な取り組みを実施する。
20				農政課	◎	沖縄県農林水産部及びＪＡおきなわ等と連携し、新規就農者や認定就農者の育成等の組織の育成強化に取り組むとともに、広報・ホームページにおいて情報発信を行っている。	引き続き、啓発活動に取り組む。
21			企業や市民に対して、国や県、商工会等が主催する起業やスキルアップのためのセミナー等について広報・ホームページ等で情報提供を行います。	商工水産課	○	セミナー等について、チラシを設置し、情報提供を行った。	チラシの設置のみで広く周知が図れなかった。 ホームページ等を活用し、広く周知を図る。
22				政策推進課	○	内閣府や県が開催する講座等をHPにて周知した。	引き続き周知を図っていく
23				農政課	○	沖縄県が開催する講座等を広報・ホームページで周知した。	引き続き、啓発活動に取り組む。
24			起業意欲のある方に対し、中小企業融資制度などの支援制度の周知を継続します。	商工水産課	○	沖縄県商工労働部や沖縄労働局、市商工会、沖縄県よろず支援拠点と協力し、支援制度の周知及び案内や相談を行った。	特記無し。 令和６年度も同様な取り組みを実施する。
25	6	育児・介護休業制度の利用促進	商工会やハローワークと連携し、事業所(農業法人等も含む)に対して、育児・介護休業法や関連指針の周知を図ります。 子育て世帯や介護者のいる世帯に対して、育児休業・介護休業等の取得促進を図ります。 糸満市特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児休業取得を促進します。 男性の育児休業・介護休業の取得促進に向け、先進事例等の普及啓発に取り組みます。	商工水産課	○	沖縄県と連携し、事業主向け雇用支援事業（仕事と家庭の両立支援（育児・介護）助成金等）をホームページへ記載し、案内を行った。	特記無し。 令和６年度も同様な取り組みを実施する。
26				農政課	◎	認定農業者の手続きを通じ、労働時間短縮について啓発活動に取り組んでいる。	農業者の労働環境に配慮しつつ、引き続き啓発活動を行う。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
27		育児・介護休業制度の利用促進	商工会やハローワークと連携し、事業所(農業法人等も含む)に対して、育児・介護休業法や関連指針の周知を図ります。 子育て世帯や介護者のいる世帯に対して、育児休業・介護休業等の取得促進を図ります。 糸満市特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児休業取得を促進します。 男性の育児休業・介護休業の取得促進に向け、先進事例等の普及啓発に取り組みます。	こども未来課	○	・子ども家庭相談や婦人相談において、相談内容に応じ育児休業の案内や手当の説明などを行った。 ・子育て情報誌に育児休業制度の案内を掲載した。	男性の育児休業取得率が低いため、窓口相談時に、制度の案内等を行っていく。
28				介護長寿課	○	市内3か所の地域包括支援センターで随時相談を受付け、相談内容に応じて介護休業の案内を実施した。	令和5年度末で地域包括支援センター1ヵ所が事業終了したことにより、地域によっては担当する地域包括支援センターが変更になるため、改めて相談先を周知する必要がある。
29				政策推進課	△	窓口にパンフレット（内閣府作成）を設置し男性育休事例紹介	ハローワーク及び事業所への周知について、商工部門と連携が必要。情報収集を行い周知を行う。
30				人事課	○	配偶者出産の際、育児に係る休暇制度の説明を行った。 男性職員育児休業取得率：44%(11名/25名)	育児休業等取得を啓発するためのマニュアル整備が必要
31		育児・介護サービスの充実	男性が育児、介護に積極的に関わることができるよう事業所に対して、働き方の見直しを啓発します。 男性職員の育児休業促進のため、男性への育児意識の啓発や、上司や同僚の理解の促進を図ります。 講演会や男女共同参画情報誌などを通して、子育て・介護における男性の重要性や家事・育児等への参画を促します。	政策推進課	○	男女共同参画情報チラシ等で周知を行う。	引き続き周知を図っていく。
32				商工水産課	△	育児や介護に係る休業制度について、男性への意識の啓発や職場の理解促進を図るため、ホームページで周知する準備を行っている。	啓発活動ができなかった。 ホームページを活用し、啓発を図る。
33				農政課	◎	認定農業者の手続きを通じ、労働時間短縮について啓発活動に取り組んでいる。	引き続き啓発活動を行う。
34				こども未来課	○	・子ども家庭相談や婦人相談において、相談内容に応じ育児休業の案内や手当の説明などを行った。 ・子育て情報誌に休業制度の案内を掲載した。	父（夫）の育児参加が少ないとの相談があるため、男性へ育児参加の必要性を伝えていく。
35				介護長寿課	○	市内3か所の地域包括支援センターで随時相談を受付けており、相談内容に応じて、家族の介護分担について提案を行った。	令和5年度末で地域包括支援センター1ヵ所が事業終了したことにより、地域によっては担当する地域包括支援センターが変更になるため、改めて相談先を周知する必要がある。
36				人事課	○	配偶者出産の際、育児に係る休暇制度の説明を行った。 男性職員育児休業取得率：44%(11名/25名)	育児休業等取得を啓発するためのマニュアル整備が必要

37	7		子ども・子育て支援事業計画に基づき、多様なニーズに合わせた保育サービスや放課後児童クラブの充実を図ります	こども未来課	○	・R6年度に旧こども園の建物を活用した公設民営の児童クラブを開所するにあたり、施設改修及び指定管理者の選定を行った。 ・民設民営の児童クラブが１か所開所した。	・民設民営の児童クラブが１か所閉所した。 ・R6年度に公設民営の児童クラブ（80人定員）を開所し、待機児童解消につなげる。
38				保育こども園課	○	ひとり親世帯、多子世帯や多胎児に対する支援、一時預かり及び障害児保育の充実に向けた各事業を実施した。	保育士不足の解消、障害児保育の実施に係る予算の確保
39			多様なニーズに応じた介護サービスの提供について支援を行います。	介護長寿課	○	市内3か所の地域包括支援センターで随時相談を受付け、相談者の状況に応じた介護サービスの案内および利用支援を実施した。	令和5年度末で地域包括支援センター1ヵ所が事業終了したことにより、地域によっては担当する地域包括支援センターが変更になるため、改めて相談先を周知する必要がある。

成果指標

指No.	内容	所管課	現状値(R2年度)	R5実績	目標値(R7年度)
指4	男性職員の育児休業取得率	人事課	13.8%	44.00%	15%
指5	認定農家申請における家族協定締結数	農政課	7戸	10	10戸
指6	保育所等利用待機児童数	保育こども園課	26人	35	0人
指7	放課後児童健全育成事業実施数	こども未来課	18施設 21支援単位	21施設23支援単位	21施設25支援単位
指8	沖縄県ワーク・ライフ・バランス認定企業の市内企業数	商工水産課	3社	4社	10社

基本目標　３　地域における男女共同参画の推進

〈施策の方向〉

地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、災害発生時、避難生活の場で、育児・介護等の役割分担、多様な性別に配慮し、男女共同参画の視点にたった防災対策及び防災の現場における女性の活躍を推進します。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
40	8	男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民へ情報提供します。	政策推進課	○	不定期で男女共同参画情報チラシを作成し広報配布時に全世帯配布を行った。	配布回数を増やし男女共同参画情報に触れる機会を増やしたい。
41			男女共同参画の理解とその実現につながる内容の講座等を子どもから市民へ向け幅広く実施し、意識啓発を図ります。	生涯学習課	○	「夏休み親子実験講座」など親子講座を開催し、母と子、父と子が、一緒に行動することで、自然と男女共同に社会を体験させることができた。	男性の参加が増えるよう講座の内容を検討する。
42				政策推進課	○	R6.2にVIVOフェスタ「知ろう、学ぼう、出会おう、LGBTQ」を開催。 不定期で男女共同参画周知チラシを作成し全世帯配布を実施（R５年度2回）	各世代むけに行うとテーマ選びが困難。
43			読み聞かせや人権学習など、次世代を担う子どもたちが、性別にとらわれず個性と能力を伸ばす取り組みを実施します。	生涯学習課	○	読み聞かせの取り組みの一つである「絵本のひろば」では、読み聞かせに興味のある子から大人までが、男女問わず参加した。	男女問わず幅広く関心をもつようなイベントや講座の内容を検討する。
44				学校教育課	○	各学校において人権教育の日を設定し、差別、偏見、いじめについて読み聞かせやプレゼン等を実施しました。	取組について学校間差がある。
45	8		男女ともにボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア養成講座等を実施します。	生涯学習課	○	ブックスタート推進事業において、男性が推進員として登録を行い、活動することができた。	男性の推進員が登録し活動できたのはよかった。男性向けの養成講座を行うなど、男女問わず参加が増えるよう模索したい。
46	9	地域の組織、市民団体との連携	保護者の方にPTA活動への参加を促進します。	生涯学習課	○	各小中学校におけるPTA作業では男女問わず参加を得た。	共働きの世帯も多い中、PTA活動にあてられる時間確保が難しい状況があると思われる。
47			市民団体等と連携し、共同で企画した研修会などを実施し、男女共同参画意識の裾野が広がるように啓発します。また、政策形成への多角的視点の確保に向け、地域の組織や市民団体等と連携した取り組みを行います。 ※（次年度から、女性団体連絡協議会の活動に関するものとして、Ｎｏ．４７へまとめて１つの評価することとしたい。）	政策推進課	△	女団協と市長の意見交換会を実施	引き続き男女共同参画意識の啓発に向けて連携を行いたい。
48				商工水産課	△	商工会の女性部担当と連携について、調整を進めているところであるが実施には至っていない。	今後、商工会女性部と実施内容をつめて、男女共同参画の啓発を実施して行きたい。（商工水産課）
				生涯学習課	×	市社会教育3団体（女性会・市子連・糸青協）によるグランドゴルフ大会の開催がなく、実績なし。（生涯学習課）	男女の区別なく、社会教育団体間であらゆる交流ができるよう努めたい。（生涯学習課）

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
48	9	地域の組織、市民団体との連携	市民団体等と連携し、共同で企画した研修会などを実施し、男女共同参画意識の裾野が広がるように啓発します。また、政策形成への多角的視点の確保に向け、地域の組織や市民団体等と連携した取り組みを行います。 ※（次年度から、女性団体連絡協議会の活動に関するものとして、Ｎｏ．４７へまとめて１つの評価することとしたい。）	農政課	×	特に実績なし。（農政課）	ＪＡおきなわ女性部や女性就農者に対し、引き続き周知を行う。（農政課）
				社会福祉課	×	実績なし（社会福祉課）	市民団体と共同で事業実施を行っているが、男女共同参画の推進に取り組みていない。 組織の高齢化が深刻で男女参画も含めて若い人材育成にも注力していきたい。
49			地域の組織や市民団体等に対して、男女共同参画に関する情報を提供します。	政策推進課	○	不定期で男女共同参画情報チラシを作成し広報配布時に全世帯配布。	担当部署との情報共有を積極的に行い情報発信に努めたい
50				市民生活環境課	○	・自治連絡員会議等で男女共同参画に関する情報提供を行った ※自治連絡員に占める女性の割合：17％	自治連絡員については、自治会の役員も含め、男女問わず担い手が不足している状況である。継続して自治連絡員を推薦してもらう事が優先事項となっているが、継続して自治連絡員役員会等で、女性の割合の増加についても促していく。
51	10	男女共同参画の視点に立った災害時対応	地域防災計画の規定に基づき、特に被災者の支援において女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人、性的マイノリティ等、多種多様な視点も配慮した防災対策を進めます。	秘書防災課	○	水やお湯を加えずに、子どもでもそのまま食べられるレトルトフードや、乳児用ミルク、使い捨て哺乳瓶を計画的に備蓄した。	子どもや女性に加え、外国人や性的マイノリティに配慮した備蓄を検討したい。
52				社会福祉課	○	秘書防災課が担当する土砂災害訓練に参加して、避難所開設・運営を行った。	他の福祉業務が多く防災に関する事務を実施できていない
53				障害福祉課	○	・福祉避難所の協定を締結（精神R5.6.12/医療的ケアR5.7.31）。R5.8の台風6号時には実際の利用あり（医療的ケア女児1名）	あらゆる障害種別に対応できるよう、福祉避難所の協定事業所を増加させる必要がある。個別避難計画の作成に着手できていない。
54				介護長寿課	○	＜個別避難計画関連＞ ・介護支援専門員連絡会での説明実施 ・個別避難計画作成手順書の作成 ・同意確認書取得2件、個別避難計画作成1件（ケアマネージャー主導方式） ・秘書防災課及び社会福祉課と作成した個別避難計画（副本）を共有 ＜福祉避難所関連＞ 県広域地震・津波避難訓練の日（11/2）に合わせて簡易情報伝達訓練を実施した。（地域密着型特別養護老人ホーム1ヵ所）	＜個別避難計画関連＞ 効果的な取り組みを継続させるための各種対応策（必要なコストの予算化、支援者間の相互連携体制の構築強化等）の検討に加え、障害福祉課の進捗と足並みを揃えて対象者への全体通知（手上げ方式の実施）や積極的広報についても検討していく必要がある。 ＜福祉避難所関連＞ 引き続き、福祉避難所開設マニュアルの整備、開設訓練等の実施など体制整備に努めていく必要がある。
55				こども未来課	×	実績なし	支援を必要とするひとり親家庭に対する避難行動要支援個別計画の作成について検討する。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
56	10	男女共同参画の視点に立った災害時対応	地域防災計画の規定に基づき、特に被災者の支援において女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人、性的マイノリティ等、多種多様な視点も配慮した防災対策を進めます。	保育こども園課	○	福祉避難所に指定されている園において、災害用備蓄食を購入・確保した。	福祉避難所における受け入れ体制の更なる充実を図る必要がある。
57				健康推進課	○	災害時、避難所へ避難してきた方への支援を実施。ハード面で対応が難しいことは職員にて配慮するよう心掛けている	多種多様な視点の配慮についてある程度の意思統一が必要と思われる
58				政策推進課	○	秘書防災課と連携し、外国人向けの炊き出し訓練を実施した。	幅広い世代への周知を強化したい。
59			災害時について、観光危機管理計画に基づき女性及び多様な性別の立場の観光客等への配慮をもった視点で取り組みます。	観光・スポーツ振興課	×	実績はありません。	観光危機管理計画を推進するため、担当職員の知見を深める必要があります。
60				秘書防災課	△	令和3年度までに、おむつ（乳児～大人）のほか、生理用品の備蓄を行っている。	台風により、長期間避難するケースがあり、衛生面での考慮が課題となった。（シャワーや、体ふきなど）
61			男女共同参画の視点に立ち、防災訓練、研修や防災体験講座等を実施します。	秘書防災課	○	地域力創造アドバイザーを活用した防災講話を実施し、女性も含めた多く方に参加いただいた。	継続することが重要であるため、防災講話に加え、地域の自主防災組織による独自訓練を啓発していく必要がある。
62	11	防災に関する活動等への女性の参画促進	女性の消防職員の採用・消防団員の入団促進に積極的に取り組み、女性の消防職団員の活躍を推進します。	消防総務課	△	市の広報誌に年6回、および市のホームページに団員募集を掲載している。R5年度女性団員：入団者0名、退団者1名（機能別消防団員・多言語対応）。現状12%	女性職員の採用及び女性消防団員の入団促進について検討する必要がある。募集記事に「男女共に募集等」女性団員を募集している旨を掲載する。
63				秘書防災課	×	取り組みなし（秘書防災課ではなく消防にて取り組んでいる）	災害時における女性消防団員の役割について改めて検討する必要がある。
64			防災士資格取得の促進のため、防災士を養成していく中で、地域における防災活動に女性の視点を取り入れるため、女性の資格取得を進めます。	秘書防災課	△	各地域の自主防災組織へは女性に対して防災士養成講座の積極的な受講を促したが、実現できなかった。	女性が積極的に参加できる仕組み作りについて、課題がある。

成果指標

指No.	内容	所管課	現状値(R2年度)	R5実績	目標値(R7年度)
指9	自治会長に占める女性の割合	市民生活環境課	9.0%	17%	10%以上
指10	全防災士に占める女性の割合	秘書防災課	10.0%	11%	12%
指11	市消防団員数に占める女性の割合	消防総務課	10.0%	12%	15%

基本方向　Ⅱ　安全・安心な暮らしの実現

基本目標　4　あらゆる暴力の根絶（糸満市DV防止基本計画）

〈施策の方向〉
男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、市民一人ひとりが暴力は重大な人権侵害であるとの認識を持つよう周知・啓発を行うとともに、被害者が安心して相談し、必要な支援を適切に受けられるよう相談窓口を設置します。
各種ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知など事業所や市民に対する啓発活動を進めます。
　また、DVと密接な関連があるといわれる児童虐待をはじめ、高齢者・障がい者に対する虐待等についても、各分野の関係機関等との連携のもと、その防止や発生後の支援等を充実し、あらゆる暴力の防止に向けた取り組みを推進して行きます。
　近年では、デートDVをはじめ若年層が暴力の被害者となる問題が深刻化しており、被害者が早期に相談できるよう相談窓口の周知を図ります。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
65	12	意識啓発と情報提供の充実	配偶者等に対する暴力への正しい認識と法的知識を深めるための学習機会を提供します。	政策推進課	○	「児童虐待防止月間」に合わせて、こども未来課と合同パネル展実施。男女共同参画推進社会に関する周知と共に、ＤＶに関する相談所一覧表やパンフレットの提示を行い周知。	例年同じ資料を使用している為、新しい資料の作成等を検討したい。
66				こども未来課	○	こども家庭支援員及び婦人相談員が、相談に応じ、情報提供を行っている。	関係機関が実施している研修会等の案内。
67			性暴力被害等への未然防止や相談窓口の周知を図るため、関係機関と協力し情報提供に努めます。	政策推進課	○	「児童虐待防止月間」に合わせて、こども未来課と合同パネル展実施。男女共同参画推進社会に関する周知と共に、ＤＶに関する相談所一覧表やパンフレットの提示を行い周知。	例年同じ資料を使用している為、新しい資料の作成等を検討したい。
68	13	相談業務の拡充	多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう相談員の研修を実施します。	こども未来課	○	県等が実施する研修に参加した。	多くの研修に参加させたいが、庁舎に残る人員の確保が厳しい状況。
69			ＤＶ等による被害者及び同伴の子どもに対する適切な相談、支援や情報提供を推進します。	政策推進課	○	「つながりサポート事業」 「DV被害」を含めた女性の困難・不安の解消を目的に相談業務等の委託を実施（地域女性活躍推進交付金を利用しNPOへ委託） 市広報紙・HP等で周知を行った。	R5も地域女性活躍推進交付金を利用し実施予定のためよりNPOとの連携を深めていきたい。 広報が効果的ではなかったとの意見もあったため回数を増やしたり、ステッカーやポスターなども、警察署やコンビニやスーパー等市民の目が留まりやすい場所に掲示することができないか周知方法を見直していきたい。
70			ＤＶ等による被害者及び同伴の子どもに対する適切な相談、支援や情報提供を推進します。	こども未来課	○	こども家庭支援員及び婦人相談員が、相談に応じ、女性相談所と連携し情報提供や各種手続き、団地への優先入居等の支援を行った。	婦人相談をこども未来課に設置し、主に子育て中の母を中心に相談支援を行っている。子育てを卒業した方や男性相談の窓口が課題である。
71				保育こども園課	○	不適切な保育が疑われる事案発生時の、市・県及び保育施設が担う役割について、国作成の手引きを再周知した。	どこまでが不適切な保育に当たるのか判断に迷うケースがある。助言・指導についても同様。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
72	14	関係機関との連携強化	ＤＶに対する共通認識を持てるよう職員に対する定期的な研修会を実施します。	人事課	○	11月のＤＶ防止月間において、市民ならびに職員に対するＤＶ啓発に関する周知・啓発活動を１階市民ホールにて行っている）	関係機関と連携し、研修会を実施も検討する。
73			市の関係課による庁内連絡会議を設置し、庁内の連携強化を図ります。	こども未来課	○	要保護児童対策地域協議会において、関係課が構成員となっている。	連絡会議は設置していないが、引き続き、関係課との情報共有、役割分担を行い、連携して支援を行っていく。
74			関係機関と連携し緊急事案をはじめ問題解決への対応体制を強化します。	こども未来課	○	警察や女性相談所と連携し、緊急時の対応にあたっている。	女性相談所に緊急避難出来なかった際、避難先の確保が困難。
75	15	ハラスメント防止のための啓発	事業所における、様々なハラスメント防止の認識を高めるために職場研修等の実施を促します。	商工水産課	○	沖縄県女性就業・労働相談センターが主催するハラスメント等に関するセミナーがくくる糸満で開催され、その後援を行った。	後援を行ったが周知が図れなかった。 ホームページ等を活用し、広く開催の周知を図り、認識を高めるため多くの事業所に参加を促す。
76				政策推進課	○	厚生労働省ハラスメント対象のポータルサイト「あかるい職場応援団」を市のＨＰに掲載し周知啓発活動を行った。	引き続きＲ５のような取り組みを継続する
77			市職員に対する研修を定期的に実施します。	人事課	△	研修は実施できなかったが、Ｒ５．１２にハラスメントアンケート調査を行った	ハラスメントアンケート調査結果に基づき、研修計画の検討が必要。
78	16	相談窓口に関する情報の提供	相談窓口に関する情報を提供するため、民間団体・ＮＰＯと連携し、コーディネーター等を配置し、各種相談窓口の総合案内の設置を検討します。 また、総合案内設置の際には、チラシの配布や広報、ホームページ、市公式ＳＮＳ等を活用し、相談窓口の開設に関する情報を市民に広く周知します。	政策推進課	○	「つながりサポート事業」 「DV被害」を含めた女性の困難・不安の解消を目的に相談業務等の委託を実施（地域女性活躍推進交付金を利用しNPOへ委託） 市広報紙・HP等で周知を行った。	R6も地域女性活躍推進交付金を利用し実施予定のためよりNPOとの連携を深めていきたい。 広報が効果的ではなかったとの意見もあったため回数を増やしたり、ステッカーやポスターなども、警察署やコンビニやスーパー等市民の目が留まりやすい場所に掲示することができないか周知方法の見直していきたい。

成果指標

指No.	内容	所管課	現状値(R2年度)	R5実績	目標値(R7年度)
指12	配偶者等からの暴力を受けた方で、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」割合(市民アンケート調査結果)	政策推進課	46.5% (R3年度)	指標なし：Ｒ５年度に実施したＶＩＶＯフェスタではＬＧＢＴＱに関するアンケートは実施したが、市民アンケートは実施しなかったため	23%(R8年度)

基本目標　５　困難を抱える人への支援

〈施策の方向〉
生活上のさまざまな困難の解決を図るため、誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境の整備を図ります。

　また、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、経済的困窮世帯が、安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、子育て支援、こころの支援等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。

　また、近年においては、性同一性障害を含むLGBT等の視点も重要視されており、他自治体においては同性カップルに対してパートナーであることを認める公的書類の交付を行う動きもみられます。今後、こうした動きが広がりを見せると考えられ、本市においても多様な性の尊重により、すべての市民が暮らしやすい社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
79	17	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭に対する医療費の助成や手当を支給します。	こども未来課	○	医療費助成の自動償還制度をR4年度から実施し、窓口での申請手続きが不要になり受給者の利便性が向上している。	養育者（祖父母等）に対する医療費助成の適用の検討。
80			ひとり親家庭の自立支援を行うため、母子自立支援員を配置し、相談、情報提供を行います。	こども未来課	○	こども家庭支援員及び婦人相談員が、自立に資する情報提供や各種手当等の手続き支援、相談等を行っている。	自立支援員の配置が未了の為、職員がその業務を兼務している。
81			母子家庭の母の就労支援を目的とした自立支援給付金を支給します。	こども未来課	◎	高等職業訓練促進給付金 給付実績：11人	今後も周知に努め、就職に有利な資格取得促進する。
82	18	高齢者等の生活支援の推進	高齢者福祉計画・介護保険事業計画、今後作成する成年後見制度利用促進基本計画に基づき、高齢者の生活や人権、財産を守る権利擁護等に関する身近な総合相談、支援窓口としての地域包括支援センターの広報、周知を図ります。	介護長寿課	○	庁舎窓口、福祉まつり、認知症イベントなど、様々な機会を活用して周知を図った。	より身近に感じていただけるように、地域のイベントや高齢者が集う場に積極的に参加し、周知を図る。
83			ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、ヤングケアラーに対する認識と理解を深めます。また、関係機関と連携を図り必要な支援を実施します。	学校教育課	○	アンケートは実施しなかったが、スクリーニングで把握に努めた。	今後もスクリーニングで把握に努める。
84				介護長寿課	○	ケアマネージャーや庁内関連部署とは、必要時に相談・連携できる体制を構築している。	引き続き関係機関と連携し、必要な支援を実施する。
85				障害福祉課	○	関係課、県、委託相談支援事業所等と連携し、支援に努めた。	引き続き、関係機関と連携し必要な支援を行う。
86	19	障がいのある人への健康支援	障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に基づき、障がい者（児）への自立支援及び教育支援を推進します。人権教育に沿って、性差にとらわれることなく、また障がい者（児）への理解を育みます。また、学校内の自立支援及び教育支援を推進します。	障害福祉課	○	糸満市自立支援協議会を軸に関係機関と連携し、障害者の暮らしやすい地域づくりに努めた。 第5次障がい者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を策定した。	基幹相談支援センター設置に向けた取り組み
87				保育こども園課	○	巡回数：457回 行動観察数：479人 発達相談：149件 発達検査：89件 教育・保育施設等において心理師が訪問し、教育・保育施設等の職員や親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業です。	「気になる」段階から早期支援をし、様々な障がいや特性のある子どもを全体で支えていくインクルーシブな支援を構築していくことが目標。
88				こども未来課	○	こども家庭支援員及び婦人相談員が、自立に資する情報提供や各種手当等の手続き支援、相談等を行っている。	自立に資する各種情報の収集及び資質向上の時間の確保。
89				学校教育課	○	特別支援教育支援員を22名配置。各学校当たり、1～4名。	予算の都合上、中学校で配置できていない学校がある。
90				建設課	○	稲嶺原B棟を発注、施工を行っている。	稲嶺原団地B棟の整備が令和5～6年度と長期間であることから、令和5年度における住宅供給実績を上げることができなかった。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
91	20	経済的困窮世帯への支援	NPOや民間団体と協力し、経済的困窮世帯に対し、子ども食堂や学習支援といった子供の居場所づくりの支援を行います。経済的困窮世帯に対し、就学援助制度の周知、学習支援といった必要な支援をはじめ、社会的自立に向けた取り組みを行います。	こども未来課	○	ＮＰＯ、社協、民間団体に子供の居場所に係る事業を委託し、生活指導、学習支援、食糧支援、キャリア形成等の支援を行うほか、社会的自立に資する情報の提供を行っている。	子供の居場所に係る事業を行っていない地域での居場所の確保。
92				社会福祉課	○	無料塾「いまなび」にて２９名の生徒を受け入れ、中学３年生１０名在籍中、１０名が志望校へ進学することができた。	生徒個々の学力の差が大きく、受け入れ方を工夫する必要がある。また、受入教室が狭く衛星環境（トイレ）が悪いため、女子生徒が不便を強いられていると報告あり。
93				学校教育課	○	スクリーニングで把握に努め、関係機関に繋いだ。	今後もスクリーニングで把握に努める。
95			経済的困窮により、生理用品を購入できない女性など、「生理の貧困」について、NPOや民間団体と協力し、生理用品の提供などの支援をきっかけとして、各校の実情に応じた適切な提供手段に努めます。	政策推進課	○	「つながりサポート事業」 「生理の貧困」を含めた女性の困難・不安の解消を目的に相談業務等の委託を実施（地域女性活躍推進交付金を利用しNPOへ委託）	R６も地域女性活躍推進交付金を利用し実施予定のためよりNPOとの連携を深めていきたい。 広報が効果的ではなかったとの意見もあったため回数を増やしたり、ステッカーやポスターなども、警察署やコンビニやスーパー等市民の目が留まりやすい場所に掲示することができないか周知方法の見直していきたい。
96				学校教育課	○	各学校のトイレや保健室等へ常備し、必要に応じて配布している。	今後も必要な配備を継続する。
97	21	性的マイノリティに対する支援	性的マイノリティへの支援を行うため、行政サービスにおける対応(心の悩み相談、不要な性別記載欄削除)を推進します。 性的マイノリティの児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の状況に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行います。	健康推進課	○	こころの健康相談実施６件 毎月、広報に情報掲載	広報だけではない周知方法の検討が必要 隔月実施となっているため毎月の実施が必要
98				市民課	×	不要な性別記載欄の削除について具体的な検討には至らなかった	性別記載削除できるものついて、検討が必要である。
99				学校教育課	○	教育相談を通して実態把握を行った。	今後も教育相談等を通して実態把握に努める。
100			性的マイノリティに対する理解促進のため、個性を認め合い互いに尊重し合うまちとしての「宣言」を行うなど、性の多様性の理解を深めるための取り組みを行います。	政策推進課	○	R5年度はVIVOフェスタにおいて性の多様性についてのテーマで講演会を実施した。	宣言や制度の導入について先進市の状況を踏まえながら、「宣言」の可能性について検討していきたい。

成果指標

指No.	内容	所管課	現状値(R2年度)	R5実績	目標値(R7年度)
指13	自分の性、心の性について悩んだときに、相談できなかった割合(中学生アンケート調査結果)	政策推進課	41.9% (R3年度)	未実施：Ｒ５年度に実施したＶＩＶＯフェスタではＬＧＢＴＱに関するアンケートは実施したが、中学生アンケートは実施しなかったため	10%以下(R8年度)
指14	高等職業訓練促進給付金の支給人数	こども未来課	6人	１１	8人
指15	子供の居場所の設置数	こども未来課	6カ所	８	8カ所
指16	糸満市性の多様性尊重宣言（仮称）等の検討	政策推進課	-	沖縄県の動向をふまえ検討していくためＲ５に宣言に至らなかった。	宣言

基本目標　６　生涯を通じた健康支援

〈施策の方向〉
女性が自らの意思で、心身の特性に応じた保健・医療サービスを選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を送るための環境づくりを目指します。
また、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進と生きがいづくりを支援する取り組みの充実を図ります。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
101	22	性に関する理解と性感染症予防	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識を深める学習機会を提供します。	健康推進課	△	学校保健委員会への参加、沖縄県女性健康支援センターの案内カードをトイレなどに設置した。	関係会議への参加はあるが、リプロダクティヴヘルス/ライツに関係した内容を盛り込めていない。また、対象が広いため、学習機会を提供するには優先順位など選定する必要があるため、すぐには難しいが、今後も市民への啓発普及活動として、相談窓口の案内など実施していく
102			性感染症などに関する正しい知識の普及啓発を進めます。	健康推進課	○	沖縄県女性健康支援センターなどの相談窓口に関する情報を窓口・トイレなどに設置した	今後も随時普及啓発活動を実施していく
103				学校教育課	○	保健体育の授業を通して普及啓発した。	保健体育の授業や研修会等を通して性感染症の予防に努める。
104	23	母子に対する健康支援	事業主等に対し、男女雇用機会均等法における母性健康管理、母性保護規定の措置の周知、啓発に努めます。	商工水産課	○	沖縄県女性就業・労働相談センターが主催する男女雇用機会均等法等の法令セミナー＆個別相談会がくくる糸満で開催され、その後援を行った。	後援を行ったが周知が図れなかった。 ホームページ等を活用し、広く開催の周知を図る。
105				健康推進課	○	「女性に優し職場づくりナビ」を窓口に置き、妊娠中の働く女性を支援する制度の相談窓口の案内を行っている。	妊婦に対し、相談を受けた際は情報提供や相談窓口の案内をしているが事業主等への周知などは行っていない
106			親子健康手帳の交付や妊産婦の健康診査費の助成など女性の健康管理を支援します。	健康推進課	◎	親子健康手帳交付533件 全数面談と妊婦健診受診助成14回分、産婦健診助成2回分に加え、多胎児についてはさらに5回の妊婦健診の助成を実施 子育て世代包括支援センターにて妊婦の指導や継続支援を実施している。	妊娠期の母体管理・要支援妊婦・特定妊婦等を早期に発見し必要な支援につなげるためにも、早めの親子健康手帳の交付を促していく。また、未受診者については分娩医療機関と連携し、受診へつなげていけるような支援を実施していく。
107			乳幼児に対する発育、発達を支援するため、年齢別の健康診査や育児相談を実施します。	健康推進課	○	乳児健診：10回 1歳6ヵ月健診：21回 3歳児健診：21回 発達相談：実17件/延べ30件 健診事後教室の実施	年々受診率は増加傾向ではあるが、未受診者については、できる限り世帯の状況を確認し、健診受診へとつないでいく必要がある。
108				保育こども園課	○	市内全園で法令に基づいた健康診査を実施した。 公立こども園においては、園に通う保護者や子育て応援デーを実施しながら、乳幼児の発育支援や相談を行った。	地域や子育て世帯への周知を広げながら、取り組んでいく。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
109	24	ライフステージに応じた健康支援	健康の保持増進のため、運動教室やスポーツイベント等、市民が運動できる機会を設けます。 また、健康診査の普及啓発、健康診査及び健康診査結果に基づく保健指導を実施します。	観光・スポーツ振興課	○	コロナが5類に移行され通常通りのスポーツ事業の再開 一般スポーツ教室（入門ウエイトトレーニング教室・男女）　59名 ・少年少女スポーツ教室　203名 ・あそビバ80名 ・地域巡回スポーツ教室　110名 ・オンラインによるオクトーバーラン＆ウォーク66名 ・いとまん平和マラソン大会　2,844名	観光・スポーツ振興課の事業スケジュールを見直すことで多くの事業を実施できるため事業の見直しが必要である。
110				健康推進課	○	特定健診受診率 35.6%、特定保健指導率 72.3% 健康相談、保健指導時に運動施設等の情報提供 若年者の健診受診率（20～40歳未満,国保加入者）21.89% 妊婦教室パートナー参加率 74%	特定健診受診率が若干伸びてきている。 受診率が落ちないよう勧奨に努める。
111				介護長寿課	◎	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、フレイル予防教室および訪問による保健指導を実施じた。	より多くの人にフレイル予防の重要性を理解していただけるように、通いの場への介入方法を検討する必要がある。
112				国民健康保険課	○	健康診査の受診勧奨を広報誌で行うとともに、窓口でも受診勧奨を実施した。	引き続き取り組みを継続する。
113				社会福祉課	○	被保護者966名を抽出して健診受診勧奨を実施。そのうち107名が特定健診を受診した。	健康推進課など他機関と連携しながら健康管理に対する支援を進める必要がある。
114				障害福祉課	○	関係機関と連携したスポーツイベント（県身スポ、平和トリム、ミニバレー大会）への参加 スポーツイベント参加への支援	イベント等への参加周知が十分でない。
115			女性特有の病気(乳がん等)の予防、早期発見に取り組みます。	健康推進課	○	子宮頸がん受診率　14.7% 乳がん受診率　16.7%	子宮頸がんの受診率が伸びないため、受診率増につながる啓発活動の行う。乳がんについては受診率が落ちないよう、啓発に努める。
116	25	心の健康支援	心の健康づくりに関する相談窓口の周知に努めます。	健康推進課	○	こころの健康相談実施６件 毎月、広報に情報掲載	広報だけではない周知方法の検討が必要 隔月実施となっているため毎月の実施が必要
117			今後作成する自殺対策計画に基づき、各種施策を推進します。	健康推進課	△	自殺対策計画策定ができていない。	計画策定に向けての調整が必要
118				社会福祉課	×	実績なし	担当課が策定した自殺対策計画に基づき、 関係課長と連携しながら施策を推進したい。
119				介護長寿課	×	計画未作成。	計画作成段階から主管課と連携し、施策を推進する。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
120	25	心の健康支援	今後作成する自殺対策計画に基づき、各種施策を推進します。	こども未来課	○	希死念慮を有する又は自殺企図を行うおそれのある相談者に対し心の健康相談窓口へ繋いだ。	計画策定後に必要な対策を講じる。
121				市民生活環境課	○	・人権擁護委員の日（6/1） ※パネル展示、チラシ配布 ・人権週間（12/4～10） ※パネル展示、チラシ配布 ・春の一日合同相談会（6/9） ・秋の一日合同相談会（11/2） ※相談件数 春：73件　秋：26件	女性に対するＤＶ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いや子供のいじめ、児童虐待性的搾取の相談窓口の周知
122				人事課	○	メンタルヘルスチェックや個別面談により自殺防止を図る取組を行っている	今後も自殺の防止を図る取組を継続する
123				学校教育課	○	スクリーニング、教育相談やアンケートを実施し、児童生徒の実態把握を行った。	今後もスクリーニング、教育相談等を通して実態把握に努める。

成果指標

指No.	内容	所管課	現状値(R2年度)	R5実績	目標値(R7年度)
指17	特定健診受診率（40～50代）	健康推進課	18.8%	24.96%	28.3%
指18	市職員の訪問型特定保健指導対象者に占める指導割合	人事課	46%	71%	60%
指19	介護予防教室参加人数	介護長寿課	延べ10,870人	延べ18,605人	延べ12,370人
指20	若年者の健診受診率（20～40歳未満,国保加入者）	健康推進課	11.0%	21.89%	14.0%
指21	スポーツイベントの女性参加者の割合	観光・スポーツ振興課	37.9%（R元年度）	37%	41%以上
指22	妊婦教室パートナー参加率	健康推進課	62.0%	53.5%	70%

基本方向　Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上

基本目標　7　男女共同参画意識の向上

〈施策の方向〉
男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。
また、男女が対等な関係を築くため、慣習やしきたりの中に残る固定的性別役割分担意識を認識し、そのような考え方を見直せるよう、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。
今後の周知・啓発にあたっては、世界・国等の動向に注視し、男女共同参画に関する新しい概念や制度等を取り入れていくとともに、あらゆる媒体を活用して行きます。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
124	26	条例・男女共同参画計画の周知	糸満市男女共同参画社会推進条例、糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～の周知及び普及・啓発を図り、市民、事業者や教育者が各々の責務や役割をきちんと理解・意識し、男女共同参画社会の実現に向けて行動するまちづくりをすすめます。	政策推進課	○	計画の周知のため男女共同参画チラシを作成し全世帯配布を実施	チラシ作成の回数を増やし、男女共同参画情報のさらなる周知をはかる
125	27	啓発活動の充実	市民の意識変革に向けた「VIVOフェスタ」の内容を工夫・開催し、市民の男女共同参画意識の向上を目指します。また、男女共同参画に関する情報紙を定期的に発行し市民の意識の高揚に努めます。	政策推進課	◎	R6.2にVIVOフェスタ「知ろう、学ぼう、出会おう、LGBTQ」を開催。 不定期で男女共同参画チラシを作成し全世帯配布を実施（R５年度2回）	VIVOフェスタは40名程度の参加がありチラシも年に２回全世帯へ配布しているため、継続して周知を図る。
126			広報、ホームページ、市公式SNS等を活用し、男女共同参画意識に関する情報を発信します。	政策推進課	○	作成した男女共同参画周知チラシ等を市HPに掲載。	チラシ作成の回数を増やし、男女共同参画情報のさらなる周知をはかる

成果指標

指No.	内容	所管課	現状値(R2年度)	R5実績	目標値(R7年度)
指23	社会のあらゆる場面において、男女が「平等」であると回答する市民の割合(市民アンケート調査結果)	政策推進課	(R3年度)	ー	(R8年度)
指23	家庭生活	政策推進課	36.8%	未実施：Ｒ５年度に実施したＶＩＶＯフェスタではＬＧＢＴＱに関するアンケートは実施したが、市民アンケートは実施しなかったため	全項目50%以上
指23	職場	政策推進課	38.3%	〃	全項目50%以上
指23	学校教育の場	政策推進課	53.2%	〃	全項目50%以上
指23	政治の場	政策推進課	10.9%	〃	全項目50%以上
指23	法律や制度の上	政策推進課	28.8%	〃	全項目50%以上
指23	社会通念・慣習・しきたり	政策推進課	13.5%	〃	全項目50%以上
指23	自治会やPTAなどの地域活動の場	政策推進課	39.1%	〃	全項目50%以上
指23	社会全体的にみた場合	政策推進課	16.2%	〃	全項目50%以上
指24	男女共同参画に関する講演会等参加者人数	政策推進課	8人	40人	60人

基本目標　８　男女共同参画社会推進のための教育・学習の推進

〈施策の方向〉
　子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう保育施設や学校における固定的な男女の役割分担の是正、人権の尊重や男女共同参画社会にむけた意識づくりや共生社会の実現に取り組みます。
ジェンダー平等意識を浸透させるため、親たちに対する子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実に努めます
　また、固定的な性別役割分担意識の見直しを図っていくためにも、幼少期からの教育や子どもから高齢者まで、一人ひとりの個性と能力を大切にする幅広い市民のライフステージに対応した生涯学習による意識の啓発の充実を図ります。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
127	28	学校等における男女平等教育の推進	人権教育に係る研修会や、各種情報提供を基礎として、各校へ周知に努めジェンダー平等の啓発を図ります。	学校教育課	○	各学校で人権教育に係る講話や取組を実施している。	糸満市主催の人権教育の開催には至らなかった。
128			性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力が活かせるよう進路指導を行います。	学校教育課	○	各学校でキャリア教育等の充実を図っている。	効果性までは検証していない。
129			保育園、幼稚園、認定こども園、学校等において、人権教育の一環として、性差にとらわれず個々人に適した指導の充実を図ります。	こども未来課	○	児童センターでは、子どもの性差や個人差を配慮しながら、自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行っている。	引き続き、子どもがその置かれている環境や状況、性差に関わりなく、自由に来館して過ごすことができるよう援助していきたい。
130				学校教育課	○	性の多様性について授業や講師を派遣して指導の充実を図った。	一部の学校に留まっている。
131				保育こども園課	○	保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領に沿い、研修等を通して各園で園児への支援、指導を行った。	各種研修を通して、保育の質の向上、個々人に適した指導の充実が図れるよう取り組んでいく。
132			各児童生徒の性差に関する価値観を尊重し、当人に寄り添った必要な対応を行います。	学校教育課	○	子どもの人権SOSミニレターを配布し、いつでも相談できる体制を整えた。	配布のみである。
133	29	家庭・地域での男女平等意識の形成	年齢等の対象（ターゲット）を絞った講座やフォーラムの開催等による男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。市民活動や地域活動などを通して、男女平等・男女共同参画意識を育むための学習機会を提供します。	政策推進課	○	市内小中学校生徒にR3実施アンケート結果結果を配布（R4は小5～6、中1～3。R5からは小5、中1のみ配布） VIVOフェスタでは、主にLGBTQへの関心を深める目的で実施し、LGBTQへの理解を深めるきっかけを提供した。	講演会等は関心をもってもらうためのテーマ選定が重要。
134			公民館での講座等を通じて、家庭生活における男女平等の理解促進を図ります。	生涯学習課	○	自治公民館講座を支援することで、男女共同参画に努めた。	自治公民館講座を支援し、周知を図っていく。
135				政策推進課	○	男女共同参画に関するチラシを全世帯に２回配布し、男女平等に関する理解促進を図った	チラシの配布を継続し、男女共同参画に対する周知・啓発を継続する

成果指標

指No.	内容	所管課	現状値(R2年度)	R5実績	目標値(R7年度)
指25	家事は誰がするのが一番良いと思うかについて、「男の人と女の人が協力してするのがよい」と回答した割合(小学生・中学生アンケート調査結果)	政策推進課	77%(小学生R3年度) 81.5%(中学生R3年度)	未実施：Ｒ５年度に実施したＶＩＶOフェスタではＬＧＢＴＱに関するアンケートは実施したが、小学生・中学生アンケートは実施しなかったため	90%(小学生R8年度) 90%(中学生R8年度)
指26	学校生活環境調査(小学生・中学生アンケート調査結果)	政策推進課	―	未実施：Ｒ５年度に実施したＶＩＶOフェスタではＬＧＢＴＱに関するアンケートは実施したが、小学生・中学生アンケートは実施しなかったため	実施

基本目標　９　平和な社会や多様な価値観を認め合う社会の形成

〈施策の方向〉

平和ガイド育成事業において、中学生からのガイド育成を行い、平和に対する意識を高めます。育成者が一過性で学習を終わらぬよう、市内のひめゆり資料館と連携し、継続したくなるよう学習内容を工夫し、段階的に育成するシステムを構築していきます。
また、多言語による情報提供を促進するなど、外国人住民への支援と男女共同参画に関する理解の推進を図ります。
多様な価値観を認め合う社会の形成を目指すとともに、市内在住外国人への対応も含めた多文化共生のあり方についても検討します。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
136	30	平和教育・国際交流の推進	平和であることは、男女共同参画社会の実現においても、欠かすことのできないものであり、平和教育及び平和推進事業を通じた意識啓発に努めます。	政策推進課	◎	平和祈念祭及び平和ガイド育成事業を実施 糸満市平和祈念祭の参加人数：250人 糸満市平和ガイド育成者数：143人	一過性で学習が終わることのないよう関係機関との連携をはかりたい。
137				学校教育課	○	市中堅・初任研研修にてひめゆり平和祈念資料館の協力の基、終日の平和研修を実施した。	他の教諭への研修会は未実施である。

No.	No.	具体的施策	施策の内容	担当課	R5	R5実績	課題/今後の方針
138	30	平和教育・国際交流の推進	平和を推進するため、多言語による情報提供を促進するなど、外国人住民への支援と男女共同参画に関する理解の推進を図ります。また、市内外国人向けの市政情報の多言語化や多言語観光ガイドブック制作などで情報を発信し、多文化共生・交流に努めます。	観光・スポーツ振興課	○	多言語対応のパンフレットを作成済みです。HPは市のHPリニューアルに伴い、整備や地域おこし協力隊を活用し、対応に努めています。	多言語対応では、ホームページなど情報を更新する際に、表現する言葉をプロに確認しなければならず、費用がかかることがあり、予算化が伴います。
139				生涯学習課	×	多言語表示の文化財説明版が破損しているが修繕には至らなかった。	多言語表記の文化財説明板（報得橋）が破損しており、取替が必要。
140				政策推進課	△	来庁や電話で依頼のあった外国人の方へ「多言語対応可能な医療機関一覧」や無料の生活相談を実施している団体の情報等を窓口で常時提示。 また多言語化だけでなく「やさしい日本語」の重要さを周知するため職員研修を実施	多文化共生に向けた取り組みの強化が必要。

成果指標

指No.	内容	所管課	現状値 (R2年度)	R5実績	目標値(R7年度)
指 27	糸満市平和祈念祭の参加人数	政策推進課	220人 (R元年度)	約250人	500人
指 28	糸満市平和ガイド育成者数	政策推進課	119人	143人	150人